令和３年第１回知内町議会定例会（３日目）

◎　招集年月日　　令和３年３月１２日（金）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和３年３月１２日（金）　午後１時３０分
◎　閉会日時　　令和３年３月１２日（金）　午後２時００分

◎　出席議員

１番	成澤五郎	７番	笠松悦子
２番	山田顕人	８番	木村　一
４番	五十嵐捷爾	９番	谷口康之（遅刻）
５番	吉田峰一	１０番	伊藤政博
６番	松井盛泰		

◎　会議録署名議員　　６番　松井盛泰　　７番　笠松悦子

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	西野俊一
生活福祉課長	鳴海英人
保健センター長	（鳴海英人）
地域包括支援センター長	（鳴海英人）
税務会計課長	佐藤辰治
産業振興課長	三原知明
政策調整課長	長谷川将之
建設水道課長	佐藤和人
教育長	本間茂裕
学校教育課長	帰山亮一
社会教育課長	松本泰行
スポーツセンター長	（松本泰行）
知内高等学校事務長	南　和敏
学校給食センター長	（帰山亮一）
代表監査委員	西内貞治

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永　茂
議事係長	東出朋也

令和３年第１回知内町議会定例会議事日程

（第３号）　　令和３年３月１２日（金）午後１時３０分開議

日　程	議 件 番 号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　６番、松井盛泰君、７番、笠松悦子君
第　２	委 員 会 報 告	令和３年度予算審査特別委員会審査報告について
	第　２　号	（委員長報告）
第　３	同意第　１号	教育委員会委員の任命について
第　４	同意第　２号	教育委員会委員の任命について
第　５	意 見 書 案	犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出について
	第　１　号	
第　６	議 長 発 議	令和３年度常任委員会所管事務調査の実施について
第　７	議 長 発 議	令和３年度委員会管外行政視察の実施について
第　８	議 長 発 議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について
第　９	議 長 発 議	議会閉会中の議会運営委員会及び特別委員会の実施について

●　開会宣言・開議・議事日程

◎　議　　長（伊藤政博）

令和３年第１回知内町議会定例会の３日目にお集まりいただきまして、ご苦労様です。今日もよろしくお願い致します。

只今、欠席通告のあった議員は、９番、谷口康之君であります。

只今の出席議員数は、８人です。

定足数に達していますので、会議は成立します。

これから、本日の会議を開きます。

本日、１２日は休会の日ですが、予算審査特別委員会が予定より早く終了しましたので、会議規則第１０条第３項の規定により会議を開くものであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

●　会議録署名議員の指名

◎　議　　長（伊藤政博）

日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、６番、松井盛泰君及び７番、笠松悦子君を指名します。

● 委員会報告第２号　令和３年度予算審査特別委員会審査報告について
（委員長報告）

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第２、委員会報告第２号、『令和３年度予算審査特別委員会審査報告について』を議題とします。

令和３年度の各会計予算については、予算審査特別委員会に付託しましたが、その審査の結果が終了していますので、委員長から審査結果の報告を求めます。

暫時休憩。

休憩を取り消します。

予算審査特別委員会委員長、木村一君。

◎　委 員 長（木村　一）

委員会報告第２号、令和３年度予算審査特別委員会報告について。

予算審査特別委員会に付託した令和３年度各会計予算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和３年３月１２日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

令和３年度予算審査特別委員会審査報告書。

令和３年第１回知内町議会定例会において本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

令和３年３月１２日提出。知内町議会予算審査特別委員会委員長、木村一。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、１、付託事件、議案第９号、知内町まちづくり総合計画の変更について。議案第１０号、地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について。議案第１１号、知内町税条例の一部を改正する条例について。議案第１２号、知内町子ども・子育て支援交付金支給条例の一部を改正する条例について。議案第１３号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。議案第１６号、知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について。議案第１５号、知内町指定地域密着型サービス事業者の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。議案第１４号、知内町介護保険条例の一部を改正する条例について。議案第１７号、知内町教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について。議案第１８号、知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について。議案第１９号、令和３年度知内町一般会計予算について。議案第２０号、令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第２１号、令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第２２号、令和３年度知内町介護保険特別会計予算について。議案第２３号、令和３年度知内町公共下水道事業特別会計予算について。議案第２４号、令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について。議案第２５号、令和３年度知内町水道事業会計予算について。２、審査年月日、令和３年３月１０日～１２日（３日間）。３、審査場所、議会議場。４、審査委員、議員全員による。５、審査の概要、委員会開会後、直ちに審査方法を決め、議案毎に議題とし質疑・討論・採決の順に審査を進めた。６、審査結

果、付託された議案第９号から議案第２５号までの１７議案については、いずれも原案のとおり決定した。

７、審査意見、令和３年度における当初予算規模としては、前年当初比で６億３，２４５万９千円増の４５億８，２３２万６千円となり、これに補正予算による計上予定分を含めた「年度間財政規模の見込」では、前年度比３億４，９８７万７千円減の４９億３，６２０万６千円となっている。

また、特別会計においては、国民健康保険事業など５特別会計の合計で１４億９，３６６万７千円、これに水道事業会計の１億９，５７３万７千円と一般会計を合わせた総合計は、前年度当初比６億９，６８９万３千円増の６２億７，１７３万円となっている。

普通建設事業費における補助事業にあっては、公営住宅改修工事３，７５０万円の増により、前年度当初比３，８７３万５千円増となる１億５，４２７万円で、単独事業についてはしりうち認定こども園整備事業６億６，９３６万７千円の増と中央公民館照明器具ＬＥＤ化工事４，６８０万円の増により、前年度当初比４億７，８５６万８千円増の８億６，６０５万４千円となっている。

一方、公債費は、前年度当初比１，６３０万４千円減の５億７，５６６万３千円で、減の要因としては、学校教育施設等整備事業債（中学校校舎改修）の償還終了と臨時財政対策債の償還額の減によるものである。

一般会計の歳入における町税は、町税全体で前年度決算見込み１，８０５万９千円減の７億３，６５６万９千円、普通交付税は、交付基準額を前年度交付額より５，８８６万５千円減の１６億５，９９８万６千円と見込んでいる。

また、繰入金については、各種基金を目的に沿った事業へ充当するほか、財源不足への対応として財政調整基金から３，７００万円を繰入することとしている。

審査過程において出された意見の中で、知内版地域公共交通運行事業については、運行経費のほとんどが特別交付税措置及び国庫補助金により賄われており、町費負担の軽減が図られている。また、令和２年度に運行便数の増やダイヤ改正を行っており、昨年度より利用人数は増加しているものの、更なる利用の拡大が求められるところである。今後に向けて、乗客の分析や住民ニーズの把握に努め、必要があれば事業の再構築も念頭に置いて事業を進めていただきたい。

空家等対策推進事業については、令和２年度総務文教常任委員会所管事務調査報告においても、危険空き家を抑制する目的で不良住宅以外の空き家について除却支援事業の対象とするよう検討をお願いしたところであるが、令和３年度当初予算では反映されなかったところである。令和３年度の「知内町空家等対策計画」の改訂にあたっては、そのことについて十分検討していただきたい。財政面では、令和２年度における旧文化交流センター施設等の売払収入や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業中止や費用の未執行により、最終予算段階で財政調整基金積立金が２億７，３３６万７千円と実質収支は黒字の見込みとなり、明るい兆しも見えるところであるが、令和３年度末の地方債残高は増と見込まれており、財政状況は楽観視できないものと認識している。

今後も引き続き「知内町行財政改善計画（令和２～４年度）」を着実に進めながらも、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、疲弊する住民生活や縮小する地域経済に対して十分に配慮しながら、町政を進めていただきたい。特に「新型コロナウイルス感染症対

策事業」については、町民の安心・安全な暮らしを守るための感染防止対策のみならず、町内事業者等の声を聞きながら、必要とされる支援策について十分に検討し、実施していただきたい。

なお、予算の執行にあたっては、審査の過程で述べられた各委員からの質疑や意見・要望を参酌し、今後の町政執行に十分に反映されるよう望むところである。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、委員会報告を終わります。

只今、委員長から報告がありました。委員長報告は、付託された１７議案について、全て原案のとおり決定であります。これから、付託された１７議案について、質疑・討論は委員会において既に終了しておりますので、省略し、採決を行います。

最初に議案第９号、『知内町まちづくり総合計画の変更について』を議題とします。

これから、議案第９号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第１０号、『地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第１０号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第１１号、『知内町税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第１１号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第１２号、『知内町子育て支援交付金支給条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第１２号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第１３号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第１３号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第１６号、『知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について』を議題とします。

これから、議案第１６号を採決します。
本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。
次に議案第１５号、『知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。
これから、議案第１５号を採決します。
本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。
次に議案第１４号、『知内町介護保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。
これから、議案第１４号を採決します。
本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。
次に議案第１７号、『知内町教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について』を議題とします。
これから、議案第１７号を採決します。
本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。
次に議案第１８号、『知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について』を議題とします。
これから、議案第１８号を採決します。
本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。
次に議案第１９号、『令和３年度知内町一般会計予算について』を議題とします。
これから、議案第１９号を採決します。
本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。
次に議案第２０号、『令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について』を議題とします。
これから、議案第２０号を採決します。
本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。
次に議案第２１号、『令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について』を議題と

します。
これから、議案第２１号を採決します。
本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。
次に議案第２２号、『令和３年度知内町介護保険特別会計予算について』を議題とします。
これから、議案第２２号を採決します。
本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。
次に議案第２３号、『令和３年度知内町公共下水道事業特別会計予算について』を議題とします。
これから、議案第２３号を採決します。
本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。
次に議案第２４号、『令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について』を議題とします。
これから、議案第２４号を採決します。
本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。
次に議案第２５号、『令和３年度知内町水道事業会計予算について』を議題とします。
これから、議案第２５号を採決します。
本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。
ここで、暫時休憩致します。
（　休憩　午後１時５２分　）
（　再開　午後１時５３分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

- **同意第１号　教育委員会委員の任命について**
- **同意第２号　教育委員会委員の任命について**

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第３、同意第１号及び日程第４、同意第２号の２件については、『教育委員会委員の任命について』同意を求める件であり、一括議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

同意第１号、教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。３月３１日で任期満了となることから議会の同意を求めるものであります。

住所は、知内町字重内。氏名は、岡田敬司氏であります。

岡田氏は、平成２１年から教育委員で、今回が４期目となります。今後、小学校の統合、認定こども園の開園等控えている中、多くの経験を発揮していただけるものと思います。

任期は、４月１日から４年間です。ご同意いただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

同意第２号、教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。３月３１日で任期満了となることから議会の同意を求めるものであります。

住所は、知内町字中ノ川。氏名は、千葉功司氏であります。

千葉氏は、平成２１年から教育委員で、今回が４期目となります。今後、小学校の統合を控え、当時の苦労を活かしてくれるものと思います。

任期は、４月１日から４年間です。ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。

これから、同意第１号を採決します。

岡田敬司氏の任命について、お諮りします。本案について同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第２号を採決します。

千葉功司氏の任命について、お諮りします。本案について同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

● 意見書案第１号　犯罪者支援の充実を求める意見書の提出について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第５、意見書案第１号、『犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、成澤五郎君。

◎　１　　番（成澤五郎）

意見書案第１号、犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和３年３月９日提出。提出議員、成澤五郎。賛成議員、山田顕人、五十嵐捷爾、吉田峰一、松井盛泰、笠松悦子、木村一、谷口康之。

犯罪被害者支援の充実を求める意見書。

案文の朗読をもちまして意見書と致します。

２００４年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策は未だに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残している。

犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

１　犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。

２　犯罪被害者等保障法を制定して犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。

３　犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。

４　性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低１か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。

５　地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年３月９日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先は、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、国家公安委員会委員長、以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。
只今の出席議員数は、９名であります。
本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。
よって、質疑、討論を省略し、採決致します。
これから、意見書案第１号を採決します。
本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
只今の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

●　議長発議　令和３年度常任委員会所管事務調査の実施について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第６、『令和３年度常任委員会所管事務調査の実施について』を議題とします。
お諮り致します。令和３年度の各常任委員会の所管事務調査は、議会閉会中に必要に応じて実施することとし、調査内容については、議長と各常任委員会委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、令和３年度の各常任委員会の所管事務調査の実施は、そのように行うことに決定致しました。

●　議長発議　令和３年度委員会管外行政視察の実施について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第７、『令和３年度委員会管外行政視察の実施について』を議題とします。
お諮りします。管外行政視察は、議会閉会中に行うこととし、実施委員会及び実施時期並びに視察内容については、議長と各委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、委員会の管外行政視察は、そのように行うことに決定致しました。

●　議長発議　議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第８、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定致しました。

なお、出張または派遣する議員については、その都度議長において、指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

●　議長発議　議会閉会中の議会運営委員会及び特別委員会の実施について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第９、『議会閉会中の議会運営委員会及び特別委員会の実施について』を議題とします。

このことについて、会議規則第７３条の規定によって、議会閉会中の認定こども園開設に係る調査特別委員会及び議会運営委員会の開催の申出がなされておりますので、これを承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、これを承認することに決定致しました。

●　閉会宣言

◎　議　　長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、全て終了致しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和３年第１回知内町議会定例会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

（　閉会　午後２時００分　）